

平成 27年 11月臨時会

平成 27年度予算案関係資料

茨 城 県

目 次

平成 2 7 年 1 1 月臨時会提出議案等一覧	(1)
平成 2 7 年度 1 1 月補正予算案の概要	
1 基本的な考え方	(2)
2 補正予算の規模	(2)
3 主な事業	(3)
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(6)
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(7)
6 特別会計補正予算	(8)
7 企業会計補正予算	(8)
債務負担行為一覧	(9)
報告事項	(1 0)

予 算 3 件 (一般会計 1 件 企業会計 2 件)

報 告 1 件 (専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

平成27年11月臨時会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 平成27年度茨城県一般会計補正予算(第4号)
- 2 平成27年度茨城県水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 平成27年度茨城県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

平成27年度11月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- 平成27年9月関東・東北豪雨により、本県では常総市をはじめ各地で甚大な被害を受け、数多くの人的被害や住家被害に加え、いまだ多くの方々が避難所での生活を余儀なくされており、県としてはその対策に全力で取り組んでいるところである。
- まず、10月19日には災害救助法などの法律に基づく被災者への生活再建に向けた支援に係る補正予算を専決処分により対応したところである。
- 今回の補正予算は、県として早急に取り組まなければならない生活再建に向けた支援や、被災された農業者や中小企業の事業再開に向けた支援などの被災者支援や河川や農地などの災害復旧など、緊急性が高い事業を計上することとした。
- 今回の補正予算の財源としては、災害復旧のための国庫支出金や県債等を充当し、所要の一般財源については、繰越金（約17億円 専決処分含む）を活用した。
- なお、農業共済の補償対象とならない収穫後の米の浸水被害に対しては、国において、必要な財源を確保したうえで対応するとの方針が示されたことから、今後、国の動向を踏まえて、予備費などにより機動的に対応していく。

2 補正予算の規模

一般会計	147億86百万円	(補正後	1兆1,830億79百万円)
(10月専決額)	12億52百万円		
(11月補正額)	135億34百万円		
特別会計	-百万円	(補正後	3,337億円)
企業会計	7億28百万円	(補正後	1,251億34百万円)
合計	155億14百万円	(補正後	1兆6,419億13百万円)

11月補正額のみ 142億62百万円

補正後の一般会計予算の前年度11月末時点予算に対する伸び率 7.0%

予算の比較（一般会計）

（百万円、％）

	H26	H27	前年度比
当初予算	1,090,398	1,161,343	106.5
9月補正後	1,104,044	1,168,293	105.8
10月専決	-	1,252	皆増
11月補正	-	13,534	皆増
補正後	1,105,329	1,183,079	107.0

H26.11.21に専決処分した衆議院解散に伴う選挙執行経費を含む。

3 主な事業

(百万円)

(1) 被災者支援	4,004
生活再建に向けた支援	814
・ 災害救助費(県単:今回の特例措置)	128
(所得制限により災害救助法の対象とならない半壊世帯に対する住宅応急修理の支援)	
・ 実施主体:災害救助法の適用を受けた市町	
・ 補助内容:居室、台所等(災害救助法による応急修理と同等)	
・ 対象:所得制限により災害救助法の対象とならない半壊世帯	
・ 補助限度額:56.7万円(災害救助法による応急修理と同額)	
・ 負担割合:(県1/2)市町1/2	
・ 被災者生活再建支援補助事業	473
(被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県単独の支援)	
現行分(本年4月から既に制度化)	160
被災者生活再建支援法が適用とならない市町の全壊・大規模半壊世帯などに対する支援	
・ 実施主体:法適用外の市町	
・ 支給限度額:300万円(全壊などで新築する場合)	
・ 負担割合:法適用災害:(県2/3(うち1/2は特別交付税措置))市町1/3 法適用外災害:(県1/2)市町1/2	
拡充分(今回の特例措置)	313
これまで支援の対象となっていない半壊世帯に対する支援	
・ 実施主体:市町	
・ 支給額:半壊25万円	
・ 負担割合:(県1/2)市町1/2	
・ 県災害見舞金支給事業	2
(被災した住民に対する見舞金の支給)	
・ 支給額:床上浸水2万円	
床上浸水以外は被災者生活再建支援金(国・県単)、災害弔慰金等に対応	
農業者等への支援	1,490
・ 被災農業者向け経営体育成支援事業	1,317
(被災した農業者の農業用機械・農業用施設の取得や修繕等に対する国補助への県上乗せ支援)	
・ 実施主体:市町	
・ 補助対象:トラクター、コンバイン等の農業用機械、パイプハウス等の農業用施設等	
・ 補助率:(国3/10、県1.5/10)市町1.5/10、事業主体4/10	
・ 農業共同利用施設災害復旧事業	158
(被災したカントリーエレベーターなどの農業共同利用施設の復旧費に対する支援)	
・ 事業主体:農業協同組合	
・ 対象施設:カントリーエレベーター、低温倉庫等	
・ 補助率:(告示地域の場合)(国4/10・9/10)事業主体1/10・6/10	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜災害助成対策事業 1 5 (被災した畜産農家の新たな肉用肥育素牛の導入に対する県単独の支援) ・ 補助要件：家畜の被害率30%以上(県農林漁業災害対策特別措置条例の適用) ・ 補助率：(県1.5/10)、町1.5/10、事業主体7/10 	
<p>中小企業への支援 1,414</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災中小企業事業継続支援事業 375 (被災した中小企業における機械・設備の取得や修繕等に対する県単独の支援) ・ 補助対象：事業の再開に必要な機械・設備の修繕・購入、事業を再開するための販売促進に要する経費等 ・ 補助上限額：50万円 ・ 補助率：(県1/2)、市町1/2 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業融資資金貸付金 1,000 (被災した中小企業の災害対策融資枠の拡充) 新規融資枠30億円 ・ 限度額：設備資金8,000万円、運転資金8,000万円、 設備・運転併用8,000万円 ・ 償還期間：設備資金13年以内(据置3年) 運転、設備・運転併用10年以内(据置2年) ・ 融資利率：1.2~1.6%(1,000万円まで3年間で0.6%) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保証料助成事業 34 (災害対策融資利用者の信用保証料に対する支援) ・ 補助先：県信用保証協会 ・ 直接被害：保証料の100%を県補助 ・ 間接被害：保証料の50%を県補助 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策融資利子補給事業 5 (災害対策融資利用者への県単独の利子補給) ・ 利子補給率：融資額1,000万円まで10/10(県1/2、市町1/2) " 1,000万円超 直接被害；10/10(県2/3、市町1/3) 間接被害；1/2(県2/6、市町1/6) ・ 利子補給期間：3年間 	
<p>その他 286</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設等災害復旧事業 110 (被災した保育所や認定こども園などの児童福祉施設の復旧費に対する支援) ・ 対象施設：保育所2施設、認定こども園1施設、児童厚生施設2施設 ・ 主な補助率：(国1/2、県1/4)、事業主体1/4 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉施設等災害復旧事業 1 7 6 (被災した特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の復旧費に対する支援) ・ 対象施設：特別養護老人ホーム2施設、訪問看護ステーション1施設 ・ 主な補助率：(国1/2、県1/4) 事業主体1/4 	
(2) 災害復旧事業等	
災害対応公共事業	9, 2 6 8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国補災害復旧事業 5, 5 2 2 (道路、河川、土地改良施設などの復旧事業) ・ [道路： 2 6 0] 国道294号(常総市)、谷和原筑西線(常総市)ほか ・ [河川： 1, 2 1 0] 西仁連川(結城市、古河市等)ほか ・ [土地改良： 4, 0 5 2] 三坂町地区(常総市)ほか 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国補災害関連改良推進事業 1, 9 0 0 (八間堀川における防災機能の強化のための河道拡幅及び護岸設置などの改良事業) ・ [河川： 1, 9 0 0] 八間堀川(常総市) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単災害復旧事業 1, 3 5 8 (国補事業の対象とならない道路、河川、漁港などの復旧事業) ・ [道路： 6 9 7] 国道354号(常総市)、土浦境線(常総市)ほか ・ [河川： 6 3 1] 北台川(下妻市)、女沼川(古河市)ほか ・ [港湾： 2 5] 茨城港常陸那珂港区(ひたちなか市) ・ [漁港： 5] 那珂湊漁港(ひたちなか市)、波崎漁港(神栖市) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国補災害復旧事業(流域下水道事業会計) 3 7 8 (被災した下妻ポンプ場などの下水道処理施設の復旧事業) ・ 利根左岸さしま流域(境町)、鬼怒小貝流域(下妻市) 	
その他	9 9 0
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校施設等災害復旧事業 5 3 3 (被災した鬼怒商業高等学校などの県立高等学校の復旧事業) ・ 施設復旧：鬼怒商業、水海道第二、石下紫峰 ・ 校地復旧：水海道第二、下妻第一 ・ 補助率：国2/3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設災害復旧事業(水道事業会計) 3 5 0 (被災した石下配水場やポンプ場などの上水道施設の復旧事業) ・ 実施箇所：緊急連絡管増圧ポンプ場、石下配水場電気・機械設備、 相野谷配水場電気・機械設備 ・ 補助率：国1/2 	

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	356,966	-	356,966
地方消費税清算金	90,019	-	90,019
地方譲与税	52,215	-	52,215
地方特例交付金	918	-	918
地方交付税	200,442	-	200,442
交通安全対策特別交付金	983	-	983
分担金及び負担金	8,944	-	8,944
使用料及び手数料	15,794	-	15,794
国庫支出金	139,052	7,512	146,564
財産収入	2,873	-	2,873
寄附金	34	-	34
繰入金	31,276	-	31,276
繰越金	1,038	1,664	2,702
諸収入	121,942	1,000	122,942
県債	147,049	3,358	150,407
計	1,169,545	13,534	1,183,079

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,661	-	1,661
総務費	36,486	61	36,547
企画開発費	17,975	-	17,975
生活環境費	14,478	602	15,080
保健福祉費	195,329	43	195,372
労働費	5,979	-	5,979
農林水産業費	49,252	1,333	50,585
商工費	98,161	1,414	99,575
土木費	135,914	2,010	137,924
警察費	60,695	108	60,803
教育費	280,893	-	280,893
災害復旧費	3,727	7,963	11,690
公債費	147,463	-	147,463
諸支出金	121,382	-	121,382
予備費	150	-	150
計	1,169,545	13,534	1,183,079

6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
競 輪 事 業	12,238	-	12,238
公 債 管 理	192,768	-	192,768
市 町 村 振 興 資 金	1,163	-	1,163
鹿島臨海工業地帯造成事業	1,886	-	1,886
母子・父子・寡婦福祉資金	263	-	263
県立医療大学付属病院	2,580	-	2,580
中 小 企 業 事 業 資 金	2,395	-	2,395
農 業 改 良 資 金	96	-	96
林業・木材産業改善資金	103	-	103
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	-	72
公共用地先行取得事業	-	-	-
港 湾 事 業	38,784	-	38,784
都市計画事業土地区画整理事業	81,352	-	81,352
計	333,700	-	333,700

7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
病 院 事 業	31,238	-	31,238
水 道 事 業	33,915	350	34,265
工 業 用 水 道 事 業	25,863	-	25,863
地 域 振 興 事 業	5,773	-	5,773
鹿島下水道事業	4,310	-	4,310
流域下水道事業	23,307	378	23,685
計	124,406	728	125,134

債務負担行為一覧

[一般会計]

(新規)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成 27年度 至 平成 42年度	42,000千円
災 害 対 策 融 資 利 子 補 給	市町村が災害対策融資を利用する中小企業者に対し、利子補給をしたときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成 28年度 至 平成 30年度	58,884千円

報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容																		
<p>（道路維持課） 損害賠償の額の決定について （平成27年10月14日専決処分）</p> <p>県道上で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成27年4月11日（土）午後7時20分頃 (2)事故発生場所 つくば市並木3丁目25番地2地先県道上（県道藤沢荒川沖線） (3)事故概要 相手方が普通乗用自動車で行中、路面に生じていた穴に落輪し、同車両を破損した事故 (4)損害賠償額 670,444円 （全額、東京海上日動火災保険株式会社からの支払）</p>																		
<p>（財政課） 平成27年度茨城県一般会計補正予算（第3号） （平成27年10月19日専決処分）</p>	<p>補正の内容</p> <p>(1)補正予算内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">【歳入】</td> <td style="text-align: right;">補正額（百万円）</td> </tr> <tr> <td> 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">492</td> </tr> <tr> <td> 繰入金</td> <td style="text-align: right;">484</td> </tr> <tr> <td> 繰越金</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td> 県債</td> <td style="text-align: right;">216</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,252</td> </tr> <tr> <td>【歳出】</td> <td style="text-align: right;">補正額（百万円）</td> </tr> <tr> <td> 生活環境費</td> <td style="text-align: right;">1,252</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">1,252</td> </tr> </table> <p>(2)主な内容 ・平成27年9月関東・東北豪雨による災害への対応に要する経費（災害救助費、災害援護資金貸付事業費等）</p>	【歳入】	補正額（百万円）	国庫支出金	492	繰入金	484	繰越金	60	県債	216	合 計	1,252	【歳出】	補正額（百万円）	生活環境費	1,252	合 計	1,252
【歳入】	補正額（百万円）																		
国庫支出金	492																		
繰入金	484																		
繰越金	60																		
県債	216																		
合 計	1,252																		
【歳出】	補正額（百万円）																		
生活環境費	1,252																		
合 計	1,252																		
<p>（警務部監察室） 和解について （平成27年10月22日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成27年7月2日（木）午後3時38分頃 (2)事故発生場所 つくば市西大井1693番地6地先国道上（国道408号） (3)事故概要 普通乗用自動車で行中、上記国道へ進入する際、右側から進行してきた相手車両と衝突した事故（鑑識課所属） (4)損害賠償額 834,124円 （うち、767,124円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払）</p>																		